

地方からの提案個票

<各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
18	シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づけるための制度の整備	1
46	工業団地造成事業に関する都市計画及び事業計画の変更等に関する規制緩和	4
29	土地利用基本計画の策定義務の廃止等	11
22	総合保養地域整備基本構想に係る主務大臣協議の廃止	17
21	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止	20
56	マンション管理適正化推進計画の廃止	23
43	空家等対策計画及び事業実施計画の廃止又は事業実施計画の策定のみを空き家対策総合支援事業の申請要件とすること	26
55	耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないこと	29
15	建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し	32

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

245

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

10_運輸・交通

提案事項(事項名)

シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づけるための制度の整備

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市公園内にシェアサイクルポートを設置することができるようにするため、都市公園法における公園施設のうち「飲食店、売店、駐車場、便所、その他の便益施設で政令で定めるもの」を定める都市公園法施行令第5条第6項に「自転車賃貸事業の利用者の利便に資する施設」を追加する。又は、同項の「これらに類するもの」にシェアサイクルポートが含まれていることを明確化する。

具体的な支障事例

【現行制度とその課題】

都市公園にシェアサイクルポートを設置するためには、①「都市再生整備計画」を作成しシェアサイクルポートの設置について記載することで占用許可の特例を得る(都市再生特別措置法第62条の2)か、②シェアサイクルポートを都市公園法上の「公園施設」と位置付けて設置を許可する(都市公園法第2条・第5条、同法施行令第5条)か、2通りの方法が考えられる。

しかし、①の場合は、計画の作成に公園管理者や地元や議会等との調整、パブリックコメントの実施、それに伴う計画案の修正など、丁寧な調整と膨大な時間が必要となり、①の方法によることは現実的でない。

そのため、②の方法によることとしたいと考えているが、シェアサイクルポートを「公園施設」として設置してよいか法令上明らかでなく、設置許可の可否が公園管理者の解釈に委ねられているため、許可に二の足を踏んでいる公園管理者も多い。

【支障】

シェアサイクルの利用実績は毎年大きく伸びている。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、「新しい生活様式」において自転車の活用が推奨されるなど、新たな移動手段として、社会的な認知度と需要が急激に高まっている。そのような中で、上記課題により、都市公園内への柔軟なサイクルポート設置が出来ない状況となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都市におけるサイクルポートの密な設置が可能となり、通勤や観光等の幅広い目的でシェアサイクルが使用されることになり、住民サービスの向上に資する。

また、複数年にまたがる計画策定等を経ずに最短で一か月程度での設置が可能となり、自治体職員の事務負担の軽減に繋がる。

その他、有事の際の職員の移動方法としても活用が可能であり、運営事業者と災害発生時の協定を結んでいる自治体もあることから、災害時における都市公園の機能にも資する。

根拠法令等

都市公園法第2条、都市公園法第5条、都市公園法施行令第5条第6項、都市再生特別措置法第62条の2、自転車活用推進法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、さいたま市、三鷹市、長野県、名古屋市、京都市、兵庫県、広島市、大村市

○当市においても、他部局からの依頼により都市公園内へのシェアサイクルポート設置を行っているが、都市公園上の「公園施設」としての位置づけが明確ではないため、「都市再生整備計画」を作成し、条例改正を行った上で、占用許可の特例により設置の許可を行っている。一方で市内にある他自治体所管の都市公園においては、「公園施設」として許可を行っており、管理者によって判断が異なる事例が発生している。

当市としては、シェアサイクルポートが「公園施設」であるかないかについて、法令上の明確な基準は必要と考える。

○当市も現在、シェアサイクルポートを都市公園法の便益施設として設置を許可している。許可にあたり、公園管理者として解釈の妥当性の検討や説明に多くの時間を割いているケースもある。

○区市町村の事情により都市再生整備計画を策定できず、公立公園への設置が進まない事例がある。

○提案と同様に、当市においても都市公園内にシェアサイクルポートの設置を検討しており、都市公園法における公園施設の設置許可により、便益施設（その他これらに類するもの）として許可をすることを考えている。本判断は公園管理者の解釈に委ねられているため、都市公園法施行令第5条第6項への追記、もしくは国からの通達として、シェアサイクルポートが含まれていることを明確化してもらいたい。

各府省からの第1次回答

設置しようとする施設が公園施設に該当するか否かについては、公園管理者が、当該施設の機能や利用形態を当該都市公園の設置目的や性格に照らして具体的に判断するものであり、現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能である。

シェアサイクルポートについては、都市公園の効用を全うする施設であると公園管理者が判断した場合には、都市公園法施行令第5条第6項の「駐車場」に類するものとして、現行制度において設置することができるため、ご提案のとおり、その旨を明確にする通知の発出等により地方公共団体に周知してまいりたい。

なお、公園利用者以外の者の利用のみを想定して設置するシェアサイクルポートのように、設置しようとする施設が都市公園の効用を全うする施設とはいえない場合は、都市再生特別措置法上の占用許可特例のスキームを活用して設置されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の趣旨は、シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として明確に位置付けることにより、都市再生整備計画の策定にかかる自治体職員の事務コストの削減のみならず、シェアサイクルサービスの柔軟かつ安定的な運用を目指すものである。

第1次回答にて「現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能」とあるが、現状ではシェアサイクルポートが公園施設に明確に位置付けられていないことから、公園管理者が設置可否の判断に躊躇してしまい、むしろ柔軟な解釈の妨げとなっている。現に都市公園内にシェアサイクルポートを設置する手段を、法的根拠が明確な都市再生整備計画の作成による占用許可の特例に限定し、公園施設としての設置許可を行わないこととしている都道府県庁もある。また、公園管理者の弾力的な判断によりシェアサイクルポートを一時的に設置できたとしても、上位の決裁権者等の見解の相違や異動等により設置許可が更新されない可能性がある等、事業の運用が不安定な状況となっている。

「自転車活用推進計画」（令和3年5月28日閣議決定）において「サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進する」とされていることも踏まえ、シェアサイクルポートを公園施設として明確に位置付けることを求める。

なお、「公園利用者以外の者の利用のみを想定して設置するシェアサイクルポート」とあるが、都市公園にシェアサイクルポートを設置すれば、公園利用者がそのシェアサイクルポートを利用することは当然に想定される。非現実的なケースを想定した留保を付すことで公園管理者によって解釈に差が生じるようなことがないようにしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次ヒアリングにおいて、シェアサイクルポートが都市公園法上の公園施設である「駐車場」に該当すると説明があったが、多くの追加共同提案団体から支障が示されていることを踏まえると当該説明が浸透しているとは言えないのではないか。政令を改正し、シェアサイクルポートが都市公園法上の公園施設に該当することを明確にすべきではないか。

「公園利用者以外の者の利用のみを想定して設置するシェアサイクルポート」は現実的に想定されないのではないか。

各府省からの第2次回答

都市公園に設置する自転車駐車場については、都市公園法施行令第5条第6項の「駐車場」に含まれるものとしている。例えば、都市計画運用指針においても、都市計画法の運用として「自転車駐車場を都市計画に定める場合においては、法第11条第1項第1号の「駐車場」として都市計画決定を行うことが望ましい」とされている。

現に、シェアサイクルポートは都市公園法上の「駐車場」として多く設置されているところであり、通知によってその旨を明確にすることが、運用の一貫性を担保するうえでも望ましいところ、シェアサイクルポートが都市公園法上の公園施設に該当することを通知により明確にするとともに、地方公共団体の間で解釈の差が生じることのないよう担当者会議の場で周知することで、当該運用の浸透を速やかに図ってまいりたい。

具体的には、既存の公園利用者又は将来的な公園利用者の利便の確保等に資するものであれば都市公園の効用を全うする施設として認められ、公園施設に該当する旨を通知で示してまいりたい。

なお、民間事業者等の設置者がシェアサイクルポートについて公園利用者以外の者の利用のみを想定して設置することはありうるが、シェアサイクルポートの利用実態としては、公園利用者の利用が全くなく、利便性に寄与しないということは殆ど想定されないと考えている。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

220

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

工業団地造成事業に関する都市計画及び事業計画の変更に関する規制緩和

提案団体

群馬県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

工業団地造成事業に関する都市計画に定める事項について、「宅地の利用計画」の記載内容について、柔軟な運用ができることを提示することを求める。また、工業団地造成事業の施行の認可申請書に記載する事業計画について、事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能が確保されており、区画道路等の位置、形状の僅かな変更である場合には、事業計画の変更に係る国土交通大臣の認可を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

工業団地造成事業に関する都市計画においては、都市計画法に定める事項のほか、「宅地の利用計画」などを定めることとされている。都市計画の内容を変更する必要があるときは、遅滞なく当該都市計画を変更しなければならず、原則として、都市計画を決定する際と同様、その案の公告・縦覧、関係市町村の意見聴取や都市計画審議会の審議、変更後の都市計画の告示・縦覧等の手続が必要となる。

また、都市計画事業の施行の認可申請書に記載する事業計画には、「設計の概要」を定めることとされている。都道府県が施行する都市計画事業の事業計画の内容を変更しようとする場合、省令で定める「軽易な変更」に該当しない限り、事業計画の変更について国土交通大臣の認可を受けなければならない。

【生じている支障】

上記のため、工業団地造成事業において、事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能も確保されているにも関わらず、宅地の利用計画の記載内容に少しでも変更があれば、都市計画の変更手続及び事業計画の変更の認可を受ける手続をしなければならない。

これらの手続は時間を要するため、工業団地造成事業において、事業用地の分譲開始の遅延や、引き合いのある企業の立地機会を逸する等の支障を生じさせている。

【土地区画整理事業の場合について】

他方、工業団地造成事業と同様に市街地開発事業の一である土地区画整理事業に関する都市計画においては、「宅地の利用計画」などを定めることを要していないため、事業の施行地区に変更がなければ、事業用地の面積など宅地の利用計画に変更があっても都市計画の変更は生じない。また、同事業に係る事業計画についても、土地区画整理法及び同法施行令において、事業計画の変更の認可を要さない「軽微な変更」に該当する類型が広範かつ詳細に定められているため、一定範囲内の変更であれば認可を要さない。このため、手続に時間を費やすことなく、柔軟かつ迅速な事業の施行が可能となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業の内容の僅かな変更であれば、都市計画の変更及び事業計画の変更認可申請に係る手続の省略が可能となり、事業の迅速な施行が可能となる。また、それらの手続に係る地方公共団体職員の事務手続の負担が軽

減される。

根拠法令等

都市計画法第 21 条及び第 63 条第 1 項、都市計画法施行規則第 50 条、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第 5 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、前橋市、伊勢崎市、館林市

○現状、本市としては空き工業用地が不足している状況にあり、今後の市の発展と産業の活性化を図る上で、喫緊の課題となっている。その解決策である新規工業団地の造成については、工業団地造成事業による手法も、その手段の一つとして今後検討する必要がある。企業誘致においては、事業者のニーズに沿ったスピード感も必要であり、今後本市でも工業団地を造成しようとする際に、同様に事業用地の分譲開始の遅延や引き合いのある企業の立地機会を逸する等の支障を防ぐ必要があることから、当該規制緩和は有用であると考えられる。

各府省からの第 1 次回答

工業団地造成事業に関する都市計画においては、都市計画法第 12 条第 2 項に定める事項のほか、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第 5 条第 1 項の規定により、「公共施設の配置及び規模」並びに「宅地の利用計画」を定めることとしている。

また、同条第 2 項第 2 号の規定に基づき、同事業を施行する区域が製造工場等の生産能率が十分に発揮されるよう適切な配置及び規模の道路、排水施設、公園又は緑地その他の施設を備えた工業団地となるように定めることとしている。

「公共施設の配置及び規模」について、都市計画として定められているもの及び本事業の都市計画と同時に定める予定のもの以外の道路に関しては、標準幅員及び配置の方針を記載することとして、都市計画決定権者において一般的に運用されていると承知しており、必ずしも個別路線毎に幅員や位置について詳細に記載する必要があるものではないと考えられる。

また、「宅地の利用計画」については、面積や比率等を記載することとして一般的に運用されていると承知しているが、「公共施設の配置及び規模」と同様に、一定の幅をもって記載することを可能としているものと考えられる。

よって、都市計画決定時の公共施設の配置及び規模として定めた内容の範囲内における、区域内の道路の位置等の変更であれば、同条第 2 項第 2 号の規定に従っていることを前提に、都市計画の変更にあたり柔軟な対応をすることが可能と考えられる。

提案者は土地区画整理事業の事業計画において認可を要さない軽易な変更が工業団地造成事業より広範に定められている旨を述べているが、土地区画整理事業は換地方式で公共施設を整備し、宅地の区画形状を整える事業であり、事業計画が認可され都市計画事業として実施する際も地区内の権利者は引き続き同じ地区内に権利を有し、施行者に収用権は付与されない。一方で、工業団地造成事業は、都市計画事業として事業を行うことで収用権が付与されるものであり、同じ市街地開発事業であるものの、認可後の地権者の財産権に与える影響が異なるなど、両事業は大きく性格が異なる。

そのため、収用権が付与される工業団地造成事業においては、事業計画の僅かな変更であっても、改めて都市計画事業の変更に係る認可を要するものである。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

1. 都市計画について

「公共施設の配置及び規模」について、必ずしも個別路線毎に幅員や位置について詳細に記載するものではなく、都市計画決定権者において柔軟な運用を行っていることは承知している。

「宅地の利用計画」について、面積や比率等を記載することとされており、一定の幅をもって記載することが可能との回答であるが、法令に規定はないものの、「改訂 新都市計画の手続(平成 13 年 6 月財団法人都市計画協会)」に「面積」は、小数点以下第 1 位まで記載する」と記載があるため、0.1ha 単位で記載しているところであり、一定の幅とは 0.1ha 以下であると考えている。このため、道路幅員の変更や区画道路の廃止などで、0.1ha を超えてしまうと都市計画の変更が生じてしまい、変更手続きに時間を要し、事業用地の分譲開始の遅延や、

進出を希望している企業の立地機会を逸する等の支障が生じている。

このような支障を解決するため、「一定の幅」としてどのような記載が許容されるのか明確に示すとともに、工場用地面積について、ある割合の変動(±20%程度)までは変更手続を不要としていただきたい。

2. 事業計画の変更について

事業計画の変更が生じるのは、用地買収後に引き合い企業からの要望等によるものが多いため、事業計画の変更に関して、「事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能が確保されており、区画道路等の位置・形状の僅かな変更である場合」、用地買収した区域については、地権者の財産権に及ぼす影響は非常に少ないものと考えられる。そのため、事業計画の変更に係る国土交通大臣の認可を不要としていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

宅地の利用計画については、一定の幅をもって記載することによる柔軟な対応が可能なことについては理解したが、「一定の幅」としての許容範囲を明示すること。

また、事業計画の変更について、目的や施行地区に変更がなく、地権者の財産権に及ぼす影響が少ない場合は、国土交通大臣の認可を不要とするなど、提案団体の提案を考慮した検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

「宅地の利用計画」について、一定の幅をもって記載することが可能とのことだが、具体的にはどのような記載が可能なのか。提案団体の支障を解決できるよう可能な限り広範に認めていただきたい。また、地方が判断に迷うことのないよう認められる範囲や具体的な記載方法を明確に示していただきたい。

工業団地造成事業は事業者が収用権が付与されるものであって土地区画整理事業とは性格が異なるとのことだが、提案は「事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能が確保されており、区画道路等の位置・形状の僅かな変更である場合」に限って大臣認可を不要とすることを求めるものであり、収用適格事業の正当性及び住民の信頼に影響のない範囲の変更といえ、国土交通大臣認可の手続は不要ではないか。提案団体の支障に寄り添った手続の簡素化を図っていただきたい。

各府省からの第2次回答

1. 都市計画について

今般の工業団地造成事業に関する都市計画において定めることとしている「宅地の利用計画」について、面積を小数点以下第1位までの記載として一般的に運用されていることは承知しているが、第1次回答のとおり、「公共施設の配置及び規模」と同様に、一定の幅をもって記載することを可能としているものと考えられる。このため、都市計画決定の内容の範囲内において柔軟な対応をすることが可能と考えられる。

「宅地の利用計画」の面積の一定の幅をもった記載については国として考え方を整理し、「宅地の利用計画」の面積について必要に応じて一定の幅を持った記載が可能である旨と併せて、都市計画決定権者が集まる機会での周知等によって対応してまいりたい。

2. 事業計画の変更について

都市計画事業においては、その認可基準の一つとして、都市計画法第61条第1項第1号において「事業の内容が都市計画に適合し、かつ、事業施行期間が適切であること」を定めており、事業の施行に際して、都市計画と適合しているかを確認することを求めている。

また、都市計画事業の事業計画を変更する場合は、施行区域の変更を伴わない場合であっても、都市計画事

業が施行者に収用権を付与する性質を有することに鑑みて、定められた都市計画との適合を改めて確認する必要がある。

このため、換地の手法を用いて事業地内に関係者の権利が原則残ったまま事業が行われる土地区画整理事業等を除き、一般的な都市計画事業については、軽易な変更の対象を「都市計画施設の整備に関する事業の設計の概要の変更で、他の都市計画施設の整備に関する事業の認可若しくは承認又はその変更に伴うもの」に限定し、それ以外の変更については、認可にかからしめることとしているところである。

提案者は具体的な支障事例として、これらの手続に時間を要し、事業用地の分譲開始の遅延や、引き合いのある企業の立地機会を逸する等の支障が生じる旨を述べている。これらの支障に対しては、事業の実施と並行して手続を実施できるケースがあることや、早期に国に相談いただくことで、事業スケジュールに支障が出ないような形で対応できるケースがあることについて、事業者となる地方公共団体が集まる機会での周知等によって対応してまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	221	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	01_土地利用(農地除く)
------	-----	------	--------------	------	---------------

提案事項(事項名)

工業団地造成事業による造成工場敷地の譲受人の資格要件の緩和

提案団体

群馬県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律により、造成工場敷地の譲受人の資格要件の一つとして「自ら製造工場等を経営しようとする者であること」が規定されているが、対象業種を「製造工場等」と限定していること及び「自ら」経営しようとする者に限定していることの緩和を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

造成工場敷地の譲受人の資格要件の一つとして、「自ら製造工場等を経営しようとする者であること」が規定されている。「製造工場等」とは、製造業(物品の加工修理業を含む。)又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設をいうこととされている。

また、当県が国土交通省に問い合わせたところ、工業団地造成事業により造成された工業団地には少なくとも1区画は製造業又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場(以下「製造工場」という。)が立地する必要がある、全区画を附属施設に分譲することは認められない旨、附属施設とは工業団地内に立地する製造工場との一般的な取引を行う可能性がある施設である旨の回答を得ている。

【生じている支障】

上記のとおり資格要件が設定されているため、県の政策や企業ニーズに応じた企業誘致を十分に行うことができない。

具体的には、物流・流通業、倉庫業、情報通信業、物品賃貸業等様々な業種の企業から、製造工場以外の用途での分譲を求める要望が寄せられているが、その場合、工業団地内に立地する他の製造工場との一般的な取引を行う可能性がある附属施設である必要があると同時に、全区画を附属施設に分譲することはできないため、こうした要件を満たすことができず、断らざるを得なかったケースが複数ある。

また、当県において、データセンターの企業誘致に積極的に取り組んでいるところ、データセンター事業者はリース会社が建設した施設を賃借し、自らは資産を保有することなくデータセンターの運営のみを行う経営方式を採用することが多い。一方、造成工場敷地の譲受人は「自ら」製造工場等を経営しようとする者に限定されており、「工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について」(平成16年3月18日国都大第71号国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長通知)では、「製造工場事業者との実質的な一体性が確保されていないリース会社への造成工場敷地処分については、必ずしも製造工場の建設が担保されていないことから認められない」とされている。このため、当該工場敷地の分譲を念頭に置いたデータセンターの企業誘致に支障が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

造成工場敷地の譲受人の資格要件の緩和により、造成工場敷地を多様な業種及び操業形態の企業へ分譲することが可能となり、県の政策や企業ニーズに応じた企業誘致が可能となる。

根拠法令等

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第2条第4項及び第22条第1号、工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について(平成16年3月18日国都大第71号国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、前橋市、館林市

○今後の工業用地の確保に向けて、地域の実状にあった柔軟な企業誘致が求められるところであることから、当該資格要件の緩和は当市においても必要になると考えられる。

各府省からの第1次回答

本制度は、首都圏または近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊整備地帯及び都市開発区域を工業都市等として発展させることを目的としたものである。
このため、工業団地造成事業を都市計画事業として施行できるものとし、特例を講じる一方で、造成工場敷地の譲受人の要件として「自ら製造工場等を経営しようとする者」を位置づけ、工業都市の形成促進を図っているものである。更にこの法律では、「製造工場等」とは製造業(物品の加工修理業を含む。)又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設と定義されている。
なお、「工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について」(平成16年3月18日国都大第71号国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長通知)において記載される製造工場等の付随業務に、データセンターが該当すると判断される場合であれば、現行制度上においても整備は可能と考えており、第三者が自ら経営者として付随業務を行おうとする者であれば、自ら製造工場等を経営しようとする者に該当する。
また、製造工場等の事業者との一体性が認められる場合であれば、現行制度上においてもリース会社への処分は可能と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

産業構造や立地形態が法制定当時から変化する中、譲受人の資格要件を「製造工場等」及び「自ら」経営する者に限定するのは、時代の流れに合っておらず、下記の3点について、見直しを行っていただくよう要望する。
・全区画を附属施設に分譲することは認められないとの見解であるが、現在は附属施設からの分譲ニーズも大きく、附属施設そのものが地域経済の柱となっている場合もあり、製造業の立地を前提とする意義がなくなっている。さらに、地域政策的に「データセンター団地」のような附属施設に特化した拠点の設置も考えられることから、全区画を附属施設に分譲できるようにしていただきたい。
・附属施設への分譲は、団地内の製造工場との取引を行う可能性がある場合に限られるとの見解であるが、優良企業であっても要件に該当せず、分譲を断るケースがある。そもそも、分譲企業が未定である募集段階で取引予定を確認することは不可能であり、企業からも分かりづらいとの声がある。さらに、結果として取引に至らなくても構わない旨の見解も示しているのであれば、団地内の製造工場との取引に固執する必要はなく、本運用を廃止していただきたい。
・リース会社の営業力で優良企業が賃借するケースも多く、リース会社への分譲は地域経済に必要な立地形態となっている。一方、リース会社への分譲条件として挙げている「製造工場等との一体性」の内容が具体的でなく解釈に苦慮している。両者の間には明確な資本関係や支配関係を有しない場合が多いため、継続的に関与し合う関係の構築を可能とする、用途の限定など一定の要件を定めた賃貸借契約の締結により「一体性」を認めたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
生じている支障事例は全区画を附属施設に分譲しようとしている事例や、リース会社から施設を賃借するデータセンターの事例であり、これらの事例が現実的に解決するような回答を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

産業構造の変化により、製造業だけでなく、物流・流通業、倉庫業等、多様な産業が地域経済を支えている現代において、譲受人の資格要件を「製造工場等」すなわち、「製造業（物品の加工修理業を含む。）又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設」に限定しているのはなぜか。

現行規定の譲受人の資格要件は、現代における産業構造に即していないのではないか。譲受人の資格要件を緩和したほうが、現代の産業構造や企業ニーズに沿った造成敷地の分譲が可能となり、法の趣旨にもかなうのではないか。法律制定時からかなり時間が経過しており、現代の産業構造や企業ニーズに合っていない制度と法律が残っている状況だと思われるため、制度、法律を現代化して活用できるような道を検討いただきたい。

「製造工場等の事業者との一体性が認められる場合」でなければリース会社への処分は認められないとのことだが、緩和すべきでないか。

各府省からの第2次回答

本制度は、首都圏または近畿圏の既成市街地等における産業及び人口の過度な集中を抑制するとともに、近郊整備地帯等及び都市開発区域を工業都市等として整備し、圏域の秩序ある発展を図ることを目的として、首都圏・近畿圏に限定して設けられた特例的な制度である。

本制度創設当時、首都圏・近畿圏の既成市街地等において特に製造業等の集中を抑制し、その受け皿として都市開発区域等に工業団地を整備し、製造業等の立地を誘導することが急務であったことから、工業団地造成事業を都市計画事業として位置づけ、収用権を付与するなどの特例を講じる一方で、本事業の根拠となっている公益性を担保するために、造成工場敷地の譲受人の要件として「自ら製造工場等を経営しようとする者」を規定しているものである。

新たな業種を対象として、同様に収用権が付与される都市計画事業を立法するためには、制度創設当時から産業構造が変化していることや、当該業種の立地を誘導する政策的必然性があることを示すのみでは不十分であり、正当な対価による任意買収が成立せず、収用権を付与しなければ当該事業の用地取得が円滑に進まない事態が発生しているなど、私権の制限を正当化するような公益性が具体的に示される必要があると考えている。

リース会社への処分については、公益性の担保の観点から慎重な検討が必要であるが、緩和のあり方について引き続き検討を行う。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	130	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	01_土地利用(農地除く)
------	-----	------	--------------	------	---------------

提案事項(事項名)

土地利用基本計画の策定義務の廃止

提案団体

広島県、全国知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

土地利用基本計画における負担軽減のため、計画策定の義務化の廃止を求める

具体的な支障事例

本計画の目的とされている「土地利用の総合調整機能」については、農振法、森林法、都市計画法等の土地利用に関する個別法に基づき実質的な調整が行われており、本計画の調整機能は形式的なものとなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方自治体の業務効率化

根拠法令等

国土利用計画法第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

伊勢崎市、長野県、兵庫県、奈良県、岡山県、長崎県、宮崎県

〇土地規制についての個別五法(都計法、農振法、森林法、自然公園法及び自然環境保全法)による地域・区域の指定等を行う際は、土地利用基本計画にかかわらず関係課で事前協議が行われており、必ずしも土地利用基本計画が個別五法の上位計画として『総合調整機能』を発揮しているとは思われず、地方の自主性・自立性を尊重する点から、同計画の策定については、地方が選択できるようにすることも考えられる。なお、「計画図」については、一定の有用性があると考えられる。

各府省からの第1次回答

土地利用基本計画は、個別規制法に基づく土地利用を目的とする計画では達成できない土地利用を総合調整するために導入されており、現行法制上、土地利用の総合調整を行うための措置として、法制上唯一の存在であり、その策定は必須と考える。

国土の約半数は五地域(都市、農業、森林、自然公園、自然保全)のいずれかが重複する地域であり、仮に土地利用基本計画の策定を任意制とした場合、個別規制法に基づく計画について他の施策との総合的な調整を行う場が失われ、重複する地域における土地利用の優先順位や誘導方向が示されず、土地利用の展開が滞る危険性がある。

また、影響が国の管理する施設に及ぶ場合や都道府県域を越えて広域に及ぶ場合等であって、個別法において調整されない事項について、国土交通省国土政策局を通じて都道府県から国の関係行政機関に相談することで国との調整の円滑化を図っており、任意制となればこうした調整に漏れが生じる恐れがある。

現在、国土利用計画法第9条第11項に基づき、国土交通省は都道府県の土地利用基本計画の変更に際し、関係行政機関に意見を聴き、都道府県にその意見を伝えている。年間50件ほど土地利用基本計画の変更があり、うち約7割について何かしらの意見が関係行政機関より提出されている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

人口減少に伴う土地利用の効率化や災害リスク・自然環境保全を踏まえた土地利用への対応など土地利用上の課題は依然として存在し、国土利用計画法の趣旨は重要なものであると認識しているが、土地利用基本計画の策定や第38条審議会の審議等を経ずとも、調整指導方針を別途定め、庁内連携組織体等により総合調整は可能であると考えている。

現行法制上、土地利用基本計画が土地利用の総合調整を行う唯一の存在であるということであるが、現状、各個別規制法の手続が先行し、各計画の上位計画であるはずの土地利用基本計画はこれらを事後的に追認するに留まっている。

国との調整に漏れが生じる可能性については、当県の提案では、土地利用調整総合支援ネットワークシステム(LUCKY)の有用性に鑑み、変更計画図の提供を引き続き行うこととしており、これまでと同様のタイミングで国へ情報提供できるため、支障はないものと考えている。また、国土利用計画法第9条第11項に基づく意見聴取において、約7割について意見が出されているということであるが、当県において、国の関係行政機関から提出された意見等は、過去5年を見ても、すべて事実確認に留まる内容と見受けられ、ご指摘いただいた、国の関係行政機関から提出された意見等により、調整が整った具体例等があればご教示いただきたい。

土地利用基本計画の機能を維持しつつ、計画変更にかかる事務負担が軽減されること、庁内連携組織体をベースにすることで、情報共有や調整がより密に行えると考えており、計画の策定義務の廃止を提案するものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第1次ヒアリングにおいては、土地利用基本計画の策定は必須であり、土地利用の調整は個別規制法上の手続だけでなく、関係行政機関からの意見聴取により図られているとのことであつたが、関係行政機関からの意見聴取の実態について事例を示すなど、土地利用基本計画の総合調整機能について具体的に示されたい。

第1次ヒアリングにおいては、第38条審議会運営における都道府県事務の簡素化・効率化等について実情を調査した上で、具体的な対応策について検討したいとのことであつたが、第2次ヒアリング時に当該調査結果に基づく第38条審議会運営の効率化対応策について具体的に示されたい。また、土地利用基本計画の策定に当たり、国土利用計画(都道府県計画)等の他計画との一体的な策定を可能とするなど、計画の内容や手続の見直しを進めるべきではないか。

各府省からの第2次回答

土地利用基本計画の総合調整機能が図られた事例としては、例えば、空港に隣接し、都市地域と農業地域が重複する地域で、市街化調整区域を市街化区域に編入することに伴う農業地域縮小のための計画変更について調整を行ったところ、国土交通省(航空部局)より、航空機騒音の観点から、住居系及び工業系の土地利用規制により市街地整備を図っていく計画案の変更の取りやめを求める意見が提出され、調整の結果、住宅系の土地利用を取りやめ、工業系の土地利用のみとするよう計画案が修正された事例

鉄道沿線地域において、都市地域と農業地域が重複する地域で、開発に伴い農業地域縮小のための計画変更について調整を行ったところ、国土交通省(鉄道部局)より、鉄道騒音防止のため、騒音の影響を受けやすい土地利用の配置を避ける観点から、「都市計画運用指針」では「鉄道沿線については、原則として、住居専用地域を定めないことが望ましい」としていることとの整合を確認したところ、第一種低層住居専用地域に指定されている地域は第一種住居地域に用途変更を行うこととされた事例(同様の事例で、緩衝帯の設置等の対策を確認した事例も複数ある。)

などがある。

今後は、上記の事例を運用指針において紹介するなど、土地利用基本計画の策定意義について更なる理解の促進に努めて参りたい。

その他、提案団体も土地利用基本計画の「計画図」を一元的に管理・公表している土地利用調整総合支援ネットワークシステム(LUCKY)の有用性を認めているところであるが、仮に計画策定義務が廃止された場合、都道府県によっては計画図の更新が止まり、全国の土地利用状況を網羅する情報プラットフォームとしての機能が十分に発揮できなくなる恐れがある。そもそも、LUCKYは、国と都道府県の間で行われる土地利用基本計画の変更協議(現在は意見聴取)にかかる作業効率化のために、電子データでのやり取りを実現したものであることから、計画の策定義務が廃止されることで、変更協議の円滑化というシステム運用の目的が希薄になりLUCKYの運用維持が困難になる恐れがある。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

179

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

国土利用計画法に定める土地利用基本計画の変更手続について、個別規制法に基づく土地利用規制変更に伴い「計画図」を変更する場合には審議会への意見聴取を不要とすること

提案団体

千葉県、長野県、高知県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国土利用計画法により、土地利用基本計画を変更する場合にはあらかじめ同法第38条第1項の審議会その他の合議制の機関(以下「第38条審議会」という。)の意見を聴かなければならないこととされているが、個別規制法に基づく土地利用規制の変更に伴う「計画図」の変更に限っては、審議会への意見聴取を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

土地利用基本計画は、土地利用の調整等に関する事項を文章表示したもの(以下「計画書」という。)と5つの地域区分(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域)を5万分の1の地形図により定められたもの(以下「計画図」という。)で構成されている。

国土利用計画法第9条第10項の規定により、土地利用基本計画を定める場合には、「あらかじめ、第38条第1項の審議会の意見を聴かなければならない」とされており、第9条第14項では土地利用基本計画の変更(政令で定める軽易な変更を除く。)についても同様の扱いとされている。

「計画書」については、必要に応じて、第38条審議会への諮問手続を行い、「計画書」の変更を行うとともに、定期的に、モニタリング調査を実施し、その進捗管理に努めているところであり、現況を把握した上で土地政策全体を見直すことにより、より効果的な土地政策の実現を図るとする国土利用計画法の趣旨は担保されている。

他方で、「計画図」については、「計画書」に付随して作成される性質のものであり、「計画図」における5つの地域区分は個別規制法の定める区域と密接に関係するものであるため、個別規制法に基づく変更と一体的に変更を行うことが望ましいとされている。(国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針第2章Ⅲ4(2))

個別規制法における土地利用規制の変更については、計画書策定時に第38条審議会から答申を受け策定した「計画書」に即して行われていることに加え、個別規制法に基づいて設置されている審議会等において十分に議論が行われていることから、「計画図」の変更のみに止まる場合は、土地政策全体の調整の必要性が乏しく、その都度第38条審議会へ諮問することは、形式的な事務となっている。

とりわけ、森林地域の変更(林地開発許可に伴う森林地域の縮小)に関しては、林地開発完了後、事後的に第38条審議会へ諮問する制度設計となっており、審議会に諮問する実益が失われている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

土地利用基本計画図の変更において、変更手続の簡素化及び円滑化が図られるとともに、第38条審議会への諮問手続に係る委員負担及び事務局負担の大幅な軽減が期待される。

根拠法令等

国土利用計画法第9条第10項、第14項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、城陽市、兵庫県、岡山県、福岡県、長崎県

○森林地域の変更(1ha以上の林地開発許可に伴う森林地域の縮小)については、制度上、林地開発完了後に審議会へ諮ることとなるため、審議会の変更の是非について議論する余地がなく、審議会委員から疑義を呈されている。

○森林地域については、現況が変わってから図面変更するため、完全に後追いとなっており、審議会への意見聴取の必要性は低い。当県では、運用で林地開発許可申請直後に会長等に意見聴取し、審議会へは報告事項としている。

各府省からの第1次回答

「計画図」は五地域(都市、農業、森林、自然公園、自然保全)の状況を、その重複状況や周辺の土地利用、施設立地も含めて、空間的にわかりやすく地図上に示したものであり、その変更は土地利用基本計画による土地利用調整の主たる部分を占めている。実際に第38条審議会では「計画書だけでは具体のところがないのでわかりにくい」という声も出ている。

国土利用計画法第2条の基本理念にもあるように「国土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮して」行うものであることから、法の趣旨を達成するためには、「計画書」はもとより「計画図」の変更に際しても、審議会において、都道府県土の事情に詳しい有識者から、大所高所の観点から都道府県土の利用につき意見を聴取し、可能な限り土地政策に反映させたり、民意の反映に努める必要がある。

なお、第38条に基づく審議会の組織及び運営は条例制定を含め自治事務として都道府県の裁量に委ねているところであり、審議会の開催についても、既に書面による議決や審議会の長による専決も可能となっている。上記により、負担を軽減していただくなど、各都道府県の実情に即して柔軟に対応いただける仕組みとなっている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「計画図」の変更に際しても、審議会において、都道府県土の事情に詳しい有識者から、大所高所の観点から都道府県土の利用につき意見を聴取し、可能な限り土地政策に反映させたり、民意の反映に努める必要がある。」とのことであるが、土地利用規制の変更は、土地利用基本計画に即して行われるものであることに加え、個別規制法の枠組みの中で各審議会等において議論されることから、第38条審議会での議論の内容が重複することとなり、また事実上、追認となっている。

特に、林地開発許可との関係については、国土交通省事務連絡等において、開発行為の完了後に地域森林計画の対象森林の除外と「計画図」の変更を行うこととされているところ、開発行為完了後に第38条審議会において後追いで「計画図」の変更を議論することは意見の反映の余地がなく、全く意味がないものであると考える。

さらに、国土交通省が示す「運用指針」では、この点について「林地開発許可が出た時点で第38条審議会へ報告する」、「森林地域の縮小そのものの是非ではなく、その後の当該土地及び周辺土地の利用調整を論点とする」といった対応策が示されているが、いずれも審議会に意見聴取をする本来の趣旨にそぐわないものであり、論点のすり替えにすぎないと考えている。

また、「書面による議決や審議会の長による専決も可能」とのことであるが、そうであるならば、やはり審議会の意見聴取を必須としている意味はないと考える。

以上を踏まえ、個別規制法に基づく土地利用規制変更に伴う「計画図」の変更についての審議会への意見聴取は不要であると考えており、是非とも前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

土地利用計画に係る計画図の変更手続きについては、審議会の意見聴取を行う実質的な意義が乏しいと認められる場合には、意見聴取を不要とするような例外規定を設けるなど、提案団体の提案を考慮した検討を求める。また、審議会の開催について、書面による議決や、審議会の長による専決も可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第1次ヒアリングにおいては、土地利用基本計画の策定は必須であり、土地利用の調整は個別規制法上の手続だけでなく、関係行政機関からの意見聴取により図られているとのことであったが、関係行政機関からの意見聴取の実態について事例を示すなど、土地利用基本計画の総合調整機能について具体的に示されたい。

第1次ヒアリングにおいては、第38条審議会運営における都道府県事務の簡素化・効率化等について実情を調査した上で、具体的な対応策について検討したいとのことであったが、第2次ヒアリング時に当該調査結果に基づく第38条審議会運営の効率化対応策について具体的に示されたい。また、土地利用基本計画の策定に当たり、国土利用計画（都道府県計画）等の他計画との一体的な策定を可能とするなど、計画の内容や手続の見直しを進めるべきではないか。

各府省からの第2次回答

現行の運用指針において、

土地利用基本計画と国土利用計画（都道府県計画）の一体的な策定を可能とする

38条審議会と他の審議会との統合を可能とする

38条審議会の書面による開催及び議決や会長による専決とすることも許容する

など、都道府県の事務負担軽減に努めてきたところである。38条審議会運営の更なる簡素化・効率化の検討について、現在行っている都道府県に対してのアンケート調査において、上記のような簡素化・効率化についての認知度や上記以外の事例を調査しているところであり、結果を踏まえ、更なる周知の徹底や得られた情報を運用指針で紹介するなど努めて参りたい。いずれにしても、当該アンケート結果を踏まえた具体の方向性については2次ヒアリングの場でお示ししたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 第2次回答

管理番号

5

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

総合保養地域整備基本構想に関する主務大臣協議の廃止等

提案団体

鳥取県、兵庫県、和歌山県、全国知事会

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

総合保養地域整備基本構想について、主務大臣への協議を廃止する等、廃止手続きを簡素化する。

具体的な支障事例

平成31年1月末現在で29道府県で30の基本構想が策定されているが、全国的に休止状態となっているものが多い。そのため、多くの道府県が基本計画の廃止や見直しを検討しているが、廃止等に当たっては、政策評価を行った上での主務大臣への同意付き協議を行う必要があり、手続きが進んでいない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

総合保養地域整備法第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、岡山県、福岡県

—

各府省からの第1次回答

総合保養地域整備法は、ゆとりある国民生活のための利便の実現、総合保養地域及びその周辺地域の振興を目的に昭和62年に制定されている。

同法では、都道府県は関係市町村に協議した上で基本構想を作成することとされている。また、基本構想について、主務大臣（総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣）に協議し、同意を得ることができるとされているが、現在の基本構想は全て主務大臣の同意を得ているところ。

市町村や主務大臣の同意を得られた基本構想の廃止にあたっては、

- 適切な政策評価が実施されているか、関係市町村や民間事業者等との調整が十分に行われているか等の廃止に至るまでのプロセス
- 都市計画や農業振興地域整備計画に基づく地区指定への影響や、廃止後の環境への配慮をどのように行うか等基本構想廃止の影響

を確認するため審査が必要である。

このため、政策評価を行った上での主務大臣協議は必要な手続きと考えている。なお、現在までに12の基本構想が主務大臣の同意を得て廃止されている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

社会経済情勢が総合保養地域整備法制定時(昭和62年)、基本方針見直し時(平成16年)から変化する中、同意基本構想の廃止に係る事務負担が過大ではないか。

具体的には、第1次回答では、「廃止に至るまでのプロセス」や「基本構想廃止の影響」について確認するため国の審査が必要とのことであるが、すでに多くの同意基本構想が休止状態にある実態に鑑みれば、そうした確認事項について廃止に当たって改めて国の審査を経る必然性は失われているのではないか。

総合保養地域整備法に同意基本構想の廃止に関する規定がないにも関わらず、廃止を変更の一類型と解して取り扱い、同意付き協議を義務付けるとともに、具体の廃止手続について詳細に定め、その中で負担感の大きい政策評価を求めていることは不相当ではないか。

以上の理由により、廃止の手続を変更とは別途定め、例えば同意付き協議ではなく届出とするなど、より簡易な手続とすべきではないか。

また、届出となった場合においては、同意基本構想の廃止に当たって道府県に提出を求める書類について、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するために必要な書類を最小限としていただきたい。

さらにどのような書類が必要であるかについては、同意基本構想を廃止しようとする道府県の事務負担が可能な限り軽減される方向で検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

総合保養地域整備基本構想の廃止に係る手続については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第1次回答、第1次ヒアリングでは、廃止手続に際し、道府県に提出を求める書類について、自治体の負担軽減について検討することであったが、必要最低限に限るよう抜本的に見直されたい。

第1次ヒアリングでは、同意基本構想は策定時に主務大臣の同意を得ているからその廃止に当たっても主務大臣協議が必要との説明であったが、廃止の場合は道府県が国の支援を受けることはなくなるのだから、協議を義務付ける必要はなく、例えば届出で足りるのではないか。

現行制度では廃止を変更の1類型と解して変更の手続を廃止に準用しているが、総合保養地域整備法制定時(昭和62年)においては基本構想を廃止すること自体想定されていなかったのではないか。そうだとすれば、廃止の手続について同法の制約はなく、通知等により廃止の手続を新たに定めても問題ないのではないか。

各府省からの第2次回答

提案団体及び提案募集検討専門部会からのご意見を踏まえて、

- ①提出を求める書類を必要最低限にすること
 - ②道府県基本構想の廃止手続を主務大臣同意ではなく届出により可能とすること
- の2点の観点から、以下のとおり回答する。

①提出を求める書類を必要最低限にすること

廃止手続きに係る道府県の負担軽減を図ることは必要と考えており、主務大臣協議を行うにあたり、通知によって道府県に提出を求める書類については、必要最低限な書類に限るなどの見直しを行ってまいり所存。

具体的には、①各特定施設の整備予定がないこと、②関係市町村・民間事業者等からの反対がないことなど、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するための必要最低限な書類をもって「政策評価」と見なすことなどを想定している。

引き続き、道府県にとって負担となっている具体的な内容もお伺いしながら検討を行い、できる限り早期に通知の発出を行ってまいりたい。

②道府県基本構想の廃止手続きを主務大臣同意ではなく届出により可能とすること

現行法令上、道府県基本構想については作成及び変更のみが規定されているところ。廃止の手続きを変更とは別に定める場合は、法改正が必要となり、作成時に主務大臣からの同意を得た基本構想の廃止手続きを届出とすることが法制的に問題ないかの検討をはじめ改正手続きに多大な時間を要するものと思慮。

一方、法改正によらず、通知等によって道府県基本構想の廃止を届出で可能とする場合は、法令上根拠のない届出義務を通知により自治体に課すことは適当ではないため、「届出を求める」内容の通知になるものと認識。このような任意の届出でもって基本構想を廃止することの是非についても、法制的な整理が必要と考えているところ。

このため、現時点では同意手続きを廃止し届出とすることが可能かお示しできないが、引き続き、抜本的な制度改正についても検討を行ってまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省、国土交通省 第2次回答

管理番号

4

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止

提案団体

鳥取県、兵庫県、全国知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画を廃止する。

具体的な支障事例

建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組に地域的差異は少なく、国においても基本計画が定められる中、都道府県も計画を策定することに疑問を抱いており、都道府県計画の策定の必要性は少ないと感じている。

また、都道府県計画の策定後は、厚労省都道府県労働局、国交省地方整備局、都道府県、建設業者団体等による推進体制を整備し、各地方レベルで実効性ある施策を遂行することが求められており、当県もこれら関係者による協議会を設置している。

一方、建設関係者が連携して安全に関する取組の促進を図る会議体として、当県労働局が「建設工事関係者労働災害防止連絡会議」(構成員は上記協議会とほぼ同じ。)を既に設置しており、国の基本計画の下、この既存体制の中で施策の推進を図る方が、効率的かつ効果的であると考えられる。同旨は当県労働局に提案を行ったが、結果的に国と協調した取組を進めることはできなかった(各都道府県においても同様の会議体が設けられていると考えられる。)

今後も、上記の都道府県労働局の会議体と重複した取組として、都道府県計画の進捗管理や見直し、協議会運営などの取組を行うこととなれば、都道府県、関係機関、業界全体において一定の人的負担が生じると予想される。

※当県では、都道府県計画の策定を踏まえ、上記協議会の開催、建設工事の安全衛生に関する情報提供・普及啓発、県民や一人親方への啓発等の取組を行っている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

【厚生労働省】

建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組の実施に当たっての方法等については、それぞれの都道府県の工事の種類や規模などにより異なるため、地域の実情に応じた都道府県計画を策定することを努力義務として課しているものと考えます。

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律は、全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、超党派の議員の発議により全会一致で成立したものである。都道府県計画の策定については、法律に基づいて国が策定した基本計画に基づき、都道府県がその実情に合わせて策定に努めるべきであると国会の審議を経て決定されたものであり、計画自体を廃止することは困難であるが、努力義務であり、都道府県の判断で策定していない県もある。

一方、「具体的な支障事例」で言及されていた都道府県労働局主催の会議と、都道府県計画に係る協議会を同時に開催することを妨げるものではなく、今後都道府県労働局に対して配慮するよう指示を出すこととする。

【国土交通省】

建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組の実施に当たっての方法等については、それぞれの都道府県の工事の種類や規模などにより異なるため、地域の実情に応じた都道府県計画を策定することを努力義務として課しているものと考えます。

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律は、全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、超党派の議員の発議により全会一致で成立したものである。都道府県計画の策定については、法律に基づいて国が策定した基本計画に基づき、都道府県がその実情に合わせて策定に努めるべきであると国会の審議を経て決定されたものであり、計画自体を廃止することは困難であるが、努力義務であり、都道府県の判断で策定していない県もある。

なお、「具体的な支障事例」で言及されていた都道府県労働局主催の会議については、都道府県計画に係る協議会と同時に開催することを妨げるものではないと厚生労働省から伺っており、国土交通省としても引き続き必要な協力を実施していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県の工事の種類や規模などにより異なるため、地域の実情に応じた都道府県計画を策定とあるが、計画が根本的に異なるような差異は無いものと思われる。また、あえて地域差を挙げるとすれば、外国人労働者の増加等に関する事項を想定しているものと思慮するが、国の基本方針では外国人労働者についての記述はない上、外国人労働者の問題は、建設業に限ったものでもなく、社会保障制度全体の問題にもなる。廃止は困難とのことであれば、都道府県労働局との同時開催などの配慮がいただけるよう協力をお願いする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。
都道府県計画という形式にこだわらずとも、国で策定した計画を踏まえつつ、関係者の連携を図ることをもって、建設工事従事者の安全確保は実現できるのではないか。地域の実情への配慮についても、国の計画において自然条件や大規模事業に伴う建設工事の動向等を記載した上で、県が地域の実情を踏まえて施策を展開すれば十分であり、都道府県ごとに計画の策定を求めるほどの内容ではないのではないか。
議員立法であっても、成立すれば執行は各府省で行うものであり、地方公共団体において執行上の支障が生じているということであればそれに対応していただきたい。

各府省からの第2次回答

都道府県は国と同様、建設業者に対する許可権限や指導・助言・監督権限を有しており、地域の実情に応じた建設工事従事者の安全と健康の確保に関する施策を実施していく責務を有している。このため、都道府県は国の計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努力義務が課されているものと考えている。都道府県計画の策定に係る努力義務については、国会の提案・審議を経て決定されたものであり、法を執行する立場である当省から、努力義務の規定を廃止することに言及することは困難である。

他方、一般的に、努力義務については、実施するか否かを含めて、最終的な判断はその主体に委ねられているものと解される。

現に、都道府県計画の策定についても、国の計画を勘案し、地域の特色を踏まえて都道府県計画を策定した自治体がある一方で、自治体の既存計画において、「建設工事従事者の安全及び健康の確保」を含めた取組を位置づけ、当該取組を推進している自治体もあれば、特段当該取組に係る計画等を策定していない自治体もあるなど、まさに地域の実情に応じて、地方自治体が主体的に判断を行っている状況にある。また、国の計画は平成29年6月9日に閣議決定をされているが、都道府県計画を策定している自治体は、令和4年8月末時点で計37の自治体と承知しており、その策定の時期についても平成30年に5自治体、平成31年に12自治体、令和2年に10自治体、令和3年に7自治体、令和4年に3自治体と、地域の実情に応じて様々であり、今回、提案団体や全国知事会から都道府県計画の廃止について要望を受けた本年7月以降にも、茨城県、千葉県において新たに計画が公表されているところである。

このように、計画策定の要否をはじめとして、策定する場合においては内容やその時期等も含め、現状も地方自治体の判断に委ねられており、地方の自主性及び自立性を確保する観点に立った「経済財政運営と改革の基本方針2022」にも沿ったものであると考えている。

都道府県計画関係の会議を開催している都道府県については、都道府県労働局主催の会議との同時開催については差し支えないため、その旨今後関係機関に対して指示又は周知することとする。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

261

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

マンション管理適正化推進計画の策定廃止

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

管理計画の認定を運用する上でのマンション管理適正化推進計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず管理計画の認定制度の運用を自治体の裁量とすること。

具体的な支障事例

マンションの管理の適正化の推進に関する法律において、マンション管理適正化推進計画を作成した都道府県等は管理計画の認定申請を受け付けることができるとされている。
マンション管理適正化推進計画には都道府県等マンション管理適正化指針を定め、当該指針において地方独自の管理計画の認定基準を追加することができるかとされているため、当市でも同計画の策定を進めているが、策定にあたって多大な事務負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、千葉市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

マンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定主体は、以下の理由のとおり、マンション管理適正化推進計画（以下「推進計画」という。）を策定した地方公共団体としている。
地方公共団体の地域性に応じて、マンション管理において求められる観点や水準が変わってくることから、推進計画に記載される都道府県等マンション管理適正化指針に適合していることを認定基準の一つとする必要があること
地方公共団体が本認定制度による適正管理の誘導策を講じ、重点的にマンションの管理適正化を推進していく上では、推進計画を作成できる程度の一定の施策の実施体制が整っていることが望ましく、また、その方が認定

管理者等に対する適切な監督も期待できること

なお、推進計画の策定に当たっては、地方公共団体の事務負担にも鑑み、既存の計画（住生活基本計画や家等対策計画）の全部又は一部を推進計画として位置づけることが可能である旨、「マンション管理適正化推進計画 作成の手引き」（国土交通省作成）において周知している。

引き続き、推進計画の作成に関し参考となる情報の提供を積極的に行い、計画策定に係る地方公共団体の負担軽減に努めていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市では、管理計画認定制度の実施のためマンション管理適正化推進計画を令和4年6月に策定したところである。限られた職員で業務に取り組んでいるなか、計画策定・改定等の事務には多大な労力と負担が生じる。マンション管理の適正化を図るという目的達成のための手段として認定制度を実施するが、計画策定が必須であることは負担が大きい。管理計画認定制度の実施及び地方公共団体の地域性に応じた認定基準の追加については、計画策定を必須とせず、地方公共団体が実施体制や地域性を考慮したうえでの判断により、要綱・要領等により行えるようにしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

計画の策定が実質的な義務付けとなっている。第2次地方分権改革における義務付け・枠付けの見直しの趣旨から問題があると考え。本認定制度に計画の策定を必須とする必要はないのではないか。

マンションの管理適正のための施策の実施体制が整っているか、マンション管理者に対する適切な監督ができるかを計画策定ができるかどうかで判断しようとしていることはおかしいのではないか。

地域性に応じたマンション管理の観点や水準を取り入れるためには、本認定制度の運用として、計画という形式でなくとも、行政手続法上における「申請に対する処分」の審査基準を定め、公表すれば足りるのではないか。

各府省からの第2次回答

我が国においては、今後老朽化マンションが急増することが見込まれており、その適正管理等の対策が地域における重要な政策課題となることを踏まえ、各地域の実情に応じた目標の設定や、目標を達成するための手段としての各種施策を提示するマンション管理適正化推進計画（以下、「推進計画」という。）を作成することで、これらの施策が計画に基づいて総合的に実施され、自治体における効果的な政策推進を期待するものである。また、推進計画を作成し、外部に公表することにより、行政内部のみならず、管理組合等に対して目標を達成するための施策の方向性等を共有することで、関係者が一体となった取り組みが効果的に推進されることが期待できる。

マンション管理計画の認定（以下「認定」という。）制度は、各地方公共団体が地域の実情に応じて設定するマンション管理適正化の目標を達成するための施策（手段）の一つであって、その認定基準を国が定める標準的な基準（省令等）とすることで足りるか、より上乘せされた基準とする必要があるかは、各地方公共団体が掲げる

目標及び他の施策によって期待される効果次第で決まってくるものであることから、目標や他の施策を定めることなしに認定基準を定めることはできず、目標、他の施策、認定基準は一体で定められる必要がある。

ご提案の行政手続法上における「申請に対する処分の審査基準」についても、目標や各種施策を記載していれば推進計画と見なすことが出来ると考えるため、認定の基準を「申請に対する処分の審査基準」に位置づけることは可能となる。

なお、推進計画の作成が負担になっているとのご意見を踏まえ、国土交通省としては、自治体にお示している「推進計画作成の手引き」について、作成にあたってのネックとなっている項目に係る記載の見直しや、内容の充実化を図るとともに、推進計画の作成を検討している自治体の参考となるよう、既に作成済の計画を一覧性をもって確認できるウェブサイトを構築するなどの検討を地方公共団体のご意見を踏まえながら進めていく考えである。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

198

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

空家等対策計画及び事業実施計画の廃止又は事業実施計画の策定のみを空き家対策総合支援事業の申請要件とすること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

補助金(空き家対策総合支援事業)申請要件となっている空家等対策計画及び事業実施計画の策定を廃止すること、あるいは、事業実施計画の策定のみを補助金の支給要件とすること

具体的な支障事例

国の補助金(空き家対策総合支援事業)の活用にあたっては、「空家等対策計画」の策定および「民間事業者等と連携する評議会と策定した事業実施計画」の策定が要件とされているが、両者は「計画の実施区域」についてや、「基本方針・目標」等重複する内容が多く、多大な事務負担が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項、住宅市街地総合整備事業制度要綱(令和3年3月31日国住市第150号)、空き家対策総合支援事業事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉市、川崎市、佐久市、浜松市、豊田市、京都市、西宮市、山陽小野田市、嘉麻市、大分県

○空き家対策総合支援事業の活用にあたっては、「空家等対策計画」の策定および「空き家対策総合実施計画」の策定が要件とされているが、重複する内容が多く、多大な事務負担が生じている。
○空家等実態調査を実施するにあたり、補助金(空き家対策総合支援事業)の活用を検討したが、「民間事業者等と連携する評議会と策定した事業実施計画の策定」という要件のハードルが高かったため、やむを得ず、要件のハードルが低い交付金を活用することとなった。また限られた人員で空き家対策事業を実施していることもあり、補助金を受けるために民間事業者等と連携する評議会と策定した事業実施計画を策定する時間的余裕がない状況となっている。

各府省からの第1次回答

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第4条において、市町村は空家等対策計画の

作成及び空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとされている。空き家対策総合支援事業は、同法第15条において、国は市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の実施に要する費用について補助をするものとされていることを踏まえ、創設されたものであることから、空家等対策計画の策定を要件としている。

また、空き家対策総合支援事業により市町村等に対して効果的な支援を行うためには、事業の実施区域や、施行者、対象、事業規模、実施予定時期を適切に把握する必要があることから、具体的な対策の実施に関する計画（以下「空き家対策総合実施計画」という。）の策定を要件としている。空家等対策計画は市町村の空家等に関する総合的な計画を定めるものであるのに対して、空き家対策総合実施計画は具体的な事業の計画を定めるものである。空き家対策総合支援事業による支援を受ける際には、原則両方の計画を策定する必要がある。ただし、空家等対策計画の対象とする地区と空き家対策総合実施計画の実施地区が完全に一致する場合等は、実施地区の概要や課題等の項目によっては両計画で同様の内容が記載されることが考えられる。このような場合においては、空家等対策計画の提出をもって、空き家対策総合実施計画における同様の箇所の記載を不要とすること等が考えられることから、空き家対策総合実施計画における記載事項の簡素化等について検討を行うこととする。

※空家等対策計画

空家法第6条において、市町村はその区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、同法第5条に基づく「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（平成27年2月26日総務省・国土交通省告示第1号）に即して定めることができるもの。

同計画においては、空家法第6条において①空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針、②計画期間、③空家等の調査に関する事項、④所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項、⑤空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項、⑥特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対応に関する事項、⑦住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項、⑧空家等に関する対策の実施体制に関する事項及び⑨その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項を定めるものとされている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

空家等対策計画と空き家対策総合実施計画の2つを策定することは負担が大きいと、空き家対策総合支援事業の実施にあたっては、両計画の作成を不要とし、例えば補助金申請書において、事業の実施区域、施行者、事業規模、実施予定時期等に関する必要最低限の記載により、より機動的に当該事業を活用できるよう検討をお願いしたい。

仮に空き家対策総合実施計画の作成が必要とされとしても、別途空家等対策計画を作成しなくとも、空家等対策計画の記載内容をより具体化した空き家対策総合実施計画を作成することにより、総合的かつ計画的な空家対策を進めることは十分可能である。現実的には、市内の空家等対策計画の対象とする地区と空き家対策総合実施計画の実施地区は同一であることが通常であり、対象地区の概要や課題等も共通であることから両計画の記載内容の多くが重複することになっているのが現状である。その場合に、空き家対策総合実施計画の記載事項の簡素化の検討を行うとの回答であるが、空家等対策計画の作成自体を補助金交付要件から削除することについて、検討をお願いしたい。

若しくは、空家等対策計画に記載すべき内容を包含した空き家対策総合実施計画を作成した場合、当該記載内容については、空家法第15条に規定する空家等対策計画に規定したと取り扱うこととするよう、検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

空き家対策総合支援事業の補助金申請にあたって策定が求められている空家等対策計画及び事業実施計画について、必要最小限の内容とすること。

【全国市長会】

積極的な提案の実現を強く求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第1次ヒアリングを踏まえ、空き家対策総合実施計画に空家等対策計画に相当する内容を盛り込めば、空家等対策計画を策定したものとみなし、補助要件を満たす方向で早急に検討いただきたい。

協議会等との連携を求めている空き家対策総合実施計画の策定手続きについて、簡素化を図るべきではないか。

各府省からの第2次回答

空き家対策総合支援事業について、現行制度においては、空家等対策計画及び空き家対策総合実施計画の両計画を策定することが補助の要件となっている。

一次回答において回答しているとおり、両計画において重複する内容が記載される場合があるため、その場合については重複部分について記載を不要化することを検討する。

また、一次回答に対する提案団体の見解及び提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点を踏まえて、空き家対策総合実施計画に記載すべき事項を記載した空家等対策計画又は空家等対策計画に記載すべき事項を記載した空き家対策総合実施計画を作成した場合については、空き家対策総合支援事業の補助対象と扱うよう検討する。

空き家対策総合実施計画の策定手続きにおいては、空き家対策には不動産や建築の実務者の知見が重要であることから、実施区域内において空き家対策に取り組む民間事業者等を構成員とする協議会等と連携して作成することを求めているが、当該協議会等は必ずしも市町村長や市町村の議会の議員、学識経験者等を構成員とした空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に基づく協議会である必要はない。協議会等との連携の在り方については市町村の判断で柔軟に対応していただくことが可能となっている。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

260

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないこと

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

耐震改修促進計画の策定を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないことを求める。

具体的な支障事例

市町村における「耐震改修促進計画」の策定は法的義務ではない(耐震改修促進法第6条により努力義務)にも関わらず、社会資本整備総合交付金において「事業主体である地方公共団体が定めた耐震改修促進計画」が交付対象事業の要件とされている。一方、同交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合は、耐震化促進事業の概要や目標を記載した、「社会資本総合整備計画」を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

以上により、耐震改修促進計画の策定を要件とすることは、法的義務がなく、また内容が重複する計画の策定を求められるものであり、二重の事務負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第23号)第6条、社会資本整備総合交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨木市、寝屋川市、長崎県、熊本市

〇耐震改修促進計画の策定を要件とすることは、法的な義務がなく、また、内容が重複する計画の策定を求められるものであり、二重の事務負担が生じている。

各府省からの第1次回答

住宅・建築物耐震改修事業は、耐震改修促進法の目的及び国が基本方針において定める目標等の達成に向けて、地方公共団体が目標を定め、建築物所有者への啓発や指導を併せて行うなど、計画的かつ総合的に耐震診断や耐震改修を促進することが効果的であることから、こうした内容を記載した耐震改修促進計画を定めた地方公共団体が当該計画に基づき実施する施策に対して支援するものである。

また、社会資本整備総合交付金は、地方公共団体が、地域課題に応じた定量的な目標を設定した社会資本総

合整備計画を作成し、計画に対して配分された国費を計画に記載された各事業に自由に充当することが出来るものであることから、社会資本総合整備計画の作成・提出は必要である。
ご指摘の計画策定に係る事務負担については、耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を作成した場合には、当該記載内容に係る部分は耐震改修促進計画に該当することを明確化する方向で検討を行うこととする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市町村の場合、耐震改修促進計画の策定が法律上努力義務とされているにもかかわらず、社会資本整備総合交付金を活用して交付対象事業を実施する場合には、耐震改修促進計画の策定が交付要綱により実質的に義務付けられていることは不相当だと考える。また、社会資本整備総合交付金を活用する場合は、耐震改修促進計画の記載内容を包含した社会資本総合整備計画も策定する必要があり、内容が重複する二つの計画の策定に事務負担が生じている。
提案の趣旨をご理解いただきご検討いただいていることは感謝申し上げるが、交付要綱を改正するなど、必要な対応の実現に向けて、早急に検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

社会資本整備総合交付金の申請に当たって策定が求められている計画について、必要最小限の内容とすること。

なお、防災分野において内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

耐震改修促進計画の策定は法律上努力義務とされているにもかかわらず、交付要綱により策定を実質的に義務付けていることは過重な義務付けではないか。

第1次ヒアリングを踏まえ、社会資本総合整備計画の記載内容により、住宅・建築物耐震改修事業の内容が確認できれば、耐震改修促進計画の策定を交付要件としない方向で早急に検討を進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

地震国である我が国において、大地震時における被害を抑制するためには、住宅・建築物の耐震化を早急に推進する必要がある一方、耐震性の不足する既存不適格建築物は現行基準に適合させる法的義務のないこと、耐震改修等の経済的負担が大きいこと、所有者等が耐震化のメリットを感じにくいことなど課題が多い。こうした課題に対応するため、耐震改修促進法においては、規制的措置（耐震診断義務付け、指導・助言・指示・公表等）、誘導的措置（認定による規制緩和・表示・助成等）、普及啓発を組み合わせる計画的かつ総合的に施策を講じることとし、地方公共団体に耐震改修促進計画を定めることを求めている（令和3年4月時点で、都道府県についてはすべて、市町村については98%が耐震改修促進計画を定めて耐震化に取り組んでいる。）。

住宅・建築物耐震改修事業は、耐震改修促進法に基づく誘導措置の財政的な裏付けとなる支援措置であり、また、限られた国費を効率的に活用する観点から、地方公共団体が耐震改修促進計画に基づき施策に効果的に取り組む場合に重点化して支援を行っているものである。

今回の提案及び「計画等は（略）策定済みの計画等の統合（略）を可能とする。」という閣議決定の内容を踏まえ、地方公共団体の事務負担を軽減するため、耐震改修促進計画を社会資本総合整備計画に統合することを

可能とする。具体的には、耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画については、当該記載内容に係る部分は耐震改修促進計画に該当し、別の計画を策定することなく、支援対象とすることを明確化する通知を発出する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

16

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し

提案団体

今治市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準適合判定資格者検定について、受検時に建築行政に関する2年以上の実務経験を求める要件を見直し、資格登録までに実務経験を積んでいけばよいこととする。

具体的な支障事例

特定行政庁として建築行政を行っていくには、建築主事(建築基準適合判定資格者)を継続的に確保していく必要があるが、当市においては当該資格を有する職員は4名のみであり、建築主事となり得る若手人材の確保が急務である。

現行の建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、建築基準法第5条第3項により「一級建築士試験に合格した者で…2年以上の実務の経験を有するもの」と定められており、この2年以上の実務を有するものという規定が、職員の技術力向上に対するモチベーション維持を図る上や、職員配置を考える上で支障となっている。

例えば、当市としてはより多くの建築職に実務を2年経験させたいと思っているが、建築営繕業務など建築職を必要とする他部署がある中、実務経験として加算される部署の人員配置には限りがあり、建築職として採用された職員全員を当該部署に配属できるわけではなく、先に配属された職員がある程度の実務経験をj得るまで、一級建築士を取得した意欲ある職員の当該部署への配属が先延ばしとなることとなり、その場合、資格登録も遅れ、モチベーションの低下につながる。また、資格登録が先延ばしとなることで、建築主事の継続的な確保が困難となり、既に資格を所持し、建築主事として業務をしている職員の配置転換も円滑に行うことができない状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

一級建築士試験に合格した者が、建築基準適合判定資格者検定の受検資格を有することにより、受検機会が増えることから、建築基準適合判定資格者検定の合格者増加に繋がり早期の資格登録が可能となり、職員のモチベーション向上が図れる。また、建築基準適合判定資格者が増加することで、既に資格を所持し、建築主事として業務をしている職員を含めた計画的な職員配置が容易に行うことが可能となり、他の業務を経験させることで職員育成及び庁内全体のレベルアップにつながる。

更に、市民が身近な基礎自治体が、特定行政庁としての役目を持続することが可能となることから、将来にわたり市民が真ん中の建築行政サービスが図られる。

根拠法令等

建築基準法第5条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、千葉市、川崎市、高岡市、金沢市、長野県、松本市、京都府、京都市、大阪市、奈良県、鳥取県、広島市、徳島県、八幡浜市、長崎県、宮崎市、鹿児島市

○現時点では、一級建築士資格の有無にかかわらず、本人の適性等を考慮し、実務経験として加算される部署も含めたローテーションをしているが、一級建築士合格者が増えた後、提案団体の示す課題が生じることは予想されるため、制度改正の必要性は認められる。

○当市も同様に建築主事の確保が課題であり（令和4年6月現在3名）、受検資格の緩和は課題解決のための一助になると考える。提案のとおり法改正が行われれば、現時点で約5名の職員が受検資格を得ることになる。

○一級建築士合格者でも、そのキャリアパスが営繕・建設分野が主である場合、本資格者検定の受検すらできない状況であると同時に、元々少数である職員の年期に実務経験を積ませる必要があるなど、人員配置上の制約も生じている。

各府省からの第1次回答

提案の内容を踏まえ、建築基準適合判定資格者検定の事務の実行性に留意して検討を行うこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

1次回答において、「事務の実行性に留意して検討を行う」とされているが、建築基準適合判定資格者検定の受検資格について、見直しを行う方向で検討すると理解してよいか。また、その場合、具体的にはどのようなスケジュールで見直しを行うのか御教示いただきたい。

建築基準法施行関係統計（令和2年度集計）に記載されているとおり、全国の建築主事数は平成15年度末の1,915名から令和2年度末には1,417名となっており、17年間で498名減少している。各団体においては技術者の確保が困難な状況であり、建築主事になり得る人材を確保することは喫緊の課題である。本見直しが行われれば受検機会が増加し、建築主事の人材確保に寄与するため、可能な限り速やかに御検討願いたい。

また、建築確認制度の適正性が持続的に確保されるよう、実務経験に係る受検資格の見直し以外の方策や、建築確認手続の効率化など建築主事の負担軽減に資する取組を含め、建築確認事務に必要な人材確保を図る取組について幅広く検討を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次ヒアリングにおいて、建築基準適合判定資格者検定の受検資格について、提案内容に沿った対応をする方向で検討したいとの説明があったが、資格登録までに実務経験を積み建築主事の技術水準を低下させることにはならないこと等に鑑みれば、提案のとおり対応して問題ないのではないか。

地方公共団体において建築主事となり得る人材を確保することは喫緊の課題であるため、早急に検討を進め、第2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

ご提案の通り、実務経験を受検要件から登録要件とする方向で引き続き検討を進めてまいりたい。加えて、「第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」も踏まえ、確認申請手続きのオンライン化、検査のデジタル化、建築物の規模に応じて適法性を審査できる資格者の確保・充実など、建築主事の負担軽減に資する取組み等を通じ、建築確認事務に必要な人材を確保するための方策についても検討を進めてまいりたい。

なお、上記措置の実現に向けては、検定に際して都道府県を經由している事務等の流れに影響を与えることが

ら、引き続き検定事務や登録事務等の執行体制を確保するため、都道府県の協力を得ながら調整を進めてまいりたい。